2026 年 11 月 20 日

各　位

会 社 名　株　式　会　社　揚　羽
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　湊　剛 宏
（コード番号：9330　東証グロース・名証ネクスト）
問合せ先　執行役員経理財務部長　奥 野 木　勲
URL　https://www.ageha.tv/contact/ir/#content

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を 2026 年 12 月 24 日開催予定の当社第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1．変更の理由

株主総会の柔軟な運営を図ることを目的に、株主総会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらかじめ取締役会の決議をもって選定した取締役を株主総会の招集権者及び議長とすることとし、現行定款第 14 条（招集権者及び議長）について変更を行うものであります。

また、同様に、取締役会の柔軟な運営を図ることを目的に、取締役会の招集権者及び議長を定款で定めず、あらかじめ取締役会の決議をもって選定した取締役を取締役会の招集権者及び議長とすることとし、現行定款第 23 条（取締役会の招集権者及び議長）について変更を行うものであります。

2．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	定款変更後
（招集権者及び議長） 第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2　取締役社長に事故があるときは、取締	（招集権者及び議長） 第 14 条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。 2　前項に従い定めた取締役に事故がある

役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれ招集し、議長となる。	(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。
2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2 前項に従い定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

3. 変更予定日
2026 年 12 月 24 日

以上